

令和7年4月 第1回西米良村農業委員会総会議事録

I 開催日時及び場所

日時：令和7年4月25日(金) 13:30～15:00

場所：西米良村基幹集落センター2階大会議室

II 出席委員（農業委員7名/7名）

1番：中武武司会長 2番：瀧砂広久 3番：上米良みさえ 4番：上村好彦

5番：那須敏郎 6番：上米良義郎 7番：田爪勉

欠席委員0名

III 提出議題

議案第1号 農地中間管理機構の事業説明

議案第2号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに
令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第3号 令和7年度の農業委員会総会予定について

IV 総会経過

1 開会

進行：中武賢治事務局長

皆さんご起立ください。定刻となりましたので、令和7年4月 第1回西米良村農業委員会総会を開会します。一同 礼。ご着席ください。

本日、補佐は急遽豚熱の消毒マットの設置などの対応で欠席とさせていただきます。本村にはジビエ施設がありますので、防疫対策ということで、明日からのゴールデンウィークに向けて早急な対応が必要となっているところです。よろしくお願いいたします。

それでは会に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。

2 会長挨拶

挨拶：中武武司会長

暑くなってきました。3月は桜やいろいろな花がいつべんに咲いてきれいでしたが、今はまばゆい緑で、こうじ（シイの木）の花で山が明るくなっています。令和7年度も4月が始まり、農地のパトロールなど頑張ってください。本日は農地バンクから説明にも来てもらいましたので、よろしくお願いいたします。終わります。

3 審議

議長：中武武司会長（西米良村農業委員会会議規則第3条第1項の規定より）

議事録署名者の指名：3番 上米良みさえ委員、4番 上村好彦委員

【議案第1号】

会長：議案第1号 農地中間管理機構の事業説明について、機構よりよろしくお願いします。

～公益社団法人 宮崎県農業振興公社（農地バンク）より事業説明～

児湯農林振興局管内担当 地域駐在員 日高勇治 氏

会長：機構より、実績や契約の注意事項など説明してもらいましたが、質問等ありませんか？

事務局長：果樹などは永年作物なので30～40年というスパンでの貸借も考えられますが、他の地域では、契約期間は10年が多いですか？

日高駐在員：人によっては3年とか5年とかの希望もありますが、基本的には10年というスパンで契約をお願いします。

事務局長：資料によると県内で毎年1,000～2,000haの新規契約があるということですか？

日高駐在員：そうです。契約更新は再転貸面積で示してあります。県内65,500haのうち累計12,000haが機構契約となっているので、県全体の農地の2割いかないくらいです。規模が大きいのは都城、小林、大きな法人のあるところ、契約面積50ha～100haなど大きいです。

会長：研修でいった串間のアオイファームなども大きな法人で広い農地を作付けしていました。

日高駐在員：親から子に引き継いだ時に、子はどこに農地があるのか、だれに貸しているのか、分かっていなかったりします。そのような心配をしなくてよくなるので、ぜひバンクの活用を検討されてください。

【議案第2号】

会長：議案第2号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局：ガイドラインに基づく目標設定及び点検・評価を行います。

～資料の別紙様式1（R7目標）、別紙様式3～6（R6点検・評価）について説明～

会長：事務局より説明がありましたが、何か意見などありませんか？委員の点検・評価については、どうですか？

農地の集積の目標80%は先ほどの農地バンクの説明で県内の集積が2割程度だった

から、目標が高すぎではないですか？

事務局：県目標が80%となっており、基本的に同じく80%とすることになっています。

4番委員：目標だから、いいと思います。

事務局長：兼業農家などは農地バンク契約に入らないので、もしかしたら分母が違うのかもしれない。

4番委員：文章の書き方ですが、別紙様式3など最初の1マス空けてもらいたいです。

事務局：分かりました。修正します。

会長：他に質問等ありませんか。活動記録の月8日以上は毎日農地をみているので、日誌の提出をお願いします。

委員一同：異議なし

会長：異議なしということで、議案第2号について、可決いたします。

【議案第3号】

会長：議案第3号 令和7年度の農業委員会総会予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：令和7年度の農業委員会総会の開催予定及び標準処理期間の設定について、意見を求めます。総会は4、6、8、9、11、1、3月の7回で、その月の10日頃を申請書類締切日としています。標準処理期間は農業委員会で設定することになっています。農地法第3条に基づく許可（所有権移転）を20日、権限移譲されている農地転用に関する事務を20日と考えています。ホームページに公表する予定です。また、スケジュールに関して、今年も9～12月タブレットを活用しての農地パトロール、2月に農地未来座談会を予定しています。

会長：事務局より説明がありましたが、何か意見などありませんか？「日程は変更になる場合があります」という文言も入っているので、このままでもいいかと思いますが、どうでしょうか。

委員一同：異議なし

会長：異議なしということで、議案第3号について、可決いたします。

以上で、審議を終わります。

4 閉会 15：00

議事を作成した者の職、氏名

事務局長 中武賢治

事務局 中武麻依

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長 会長

署名委員 3 番

署名委員 4 番
